

住みやすい社会をつくらう！

④ 子どもだから気をつけて！ インターネットなどの講座を受講・企画！（無料）

子どもたちが利用するゲーム機やデジタルオーディオプレイヤーは、インターネットに接続して、他者と交流できる設定になっていませんか？インターネットの不用意な利用により、個人情報が出し、悪質商法や詐欺の危険にさらされないためにも、子どものインターネットの利用に際しては、ご家庭での対策が必要です。センターでは、インターネットトラブル対策等、受講される方に合わせた内容や趣向で出前講座を行います。

講座例

- 保護者の視点で知っておきたいネットトラブル講座
- 子ども対象のクイズを交えながらの消費者トラブル講座
- 家庭で発生！（既）製品の事故に関する講座

くらしの巡回講座 で 検索 Click!



みんな、真剣に講座に参加

⑤ ちばし消費者応援団（個人会員）に登録！

～日々の生活で消費者教育を実践しようと考えている方必見～

センターでは、日々の暮らしに消費者教育の視点を手軽にプラスできる「ちばし消費者応援団（個人会員）」の登録制度を開始！暮らしに役立つ情報提供等の特典を設け、皆さんの登録をお待ちしています。

詳細は、ちばし消費者応援団 で 検索 Click!

登録特典

- ・消費者教育の実践を支援する情報紙「暮らしの情報いずみ」や最新の消費者トラブルに関する情報等を定期的にお届け
- ・消費者教育に関する打ち合わせなどでのセンターの施設利用

登録方法

ちばし消費者応援団（個人会員）登録申請書を消費生活センターにご提出ください（持参・郵送・FAX・E-mailにて受けつけます。）

消費者教育の実践例

- 消費者被害防止の講演会に出席し、資料をPTAで回覧する。
- 食品の廃棄をなくすため、食べる見込みのない缶詰をフードバンクに譲渡する。
- 地球温暖化対策のため、家庭内で節電の取り組みを行う。
- 地域の活性化や輸送燃料の削減を考え、千葉市産の農産物を料理に使う。
- 海外の低賃金労働改善に役立つように、フェアトレード商品を購入する。

会員限定の研修
もあるよ！



ちばし消費者応援団
シンボルマーク

センターの
トレードマーク
です



あくししょうほう
悪質商法
ひっかからん蔵

▶上記の消費者教育の項目に関するお問い合わせは、消費生活センターまで

〒260-0045 千葉市中央区弁天1-25-1 ☎043(207)3602
FAX 043(207)3111 E-mail shohi.CIL@city.chiba.lg.jp